## 第 61 回人口·社会統計部会議事録

- **1 日 時** 平成 27 年 11 月 2 日 (月) 12:58~15:02
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - (部 会 長) 白波瀬 佐和子
  - (委員) 嶋﨑 尚子、永瀬 伸子
  - (専門委員) 水野谷 武志
  - (審議協力者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
  - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室:江刺室長ほか
  - (事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室:廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室:谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

- 4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」
- 5 議事録
- 〇白波瀬部会長 定刻より少し早いのですが、第61回人口・社会統計部会を開催いたします。

私は、統計委員会令第1条第3項の規定に基づき、西村統計委員会委員長から人口・社会統計部会の部会長に指名されました東京大学の白波瀬と申します。どうかよろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただき、誠にありがと うございます。

本日は、先月の10月26日の第92回統計委員会において総務大臣から諮問されました、社会生活基本調査の変更について審議を行います。

今回審議をお願いいたします委員及び専門委員につきましては、お手元の資料4-1と して名簿をお配りしています。本日が第1回目の審議となりますので、名簿の順に一言、 自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、嶋﨑委員から順にお願いいたします。

- ○嶋﨑委員 早稲田大学の嶋﨑です。社会学を専門にしております。心もとない委員では ございますが、よろしくお願いいたします。
- ○永瀬委員 お茶の水女子大学の永瀬伸子です。私は、労働経済学と社会保障を専門にしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ○水野谷専門委員 北海学園大学経済学部に所属しています水野谷武志と申します。

社会生活基本調査を研究や教育で非常に有り難く使わせてもらっている一ユーザーです。 そのような立場で何かお話しできれば良いかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○白波瀬部会長 お願いします。

また、審議協力者として関係府省、東京都及び神奈川県からも御参加いただいておりま

すので、座席順に一言、自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からお願いいたします。

- ○田中財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省です。今日はよろしくお願いします。
- 〇出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 文部科学省の出澤と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇中村厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室長 厚生労働省の中村と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇粉川農林水産省統計部統計企画管理官付調整第2係長 代理で参りました農林水産省の 粉川と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇鈴木経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 代理で参りました経済産業省の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
- ○平野国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平野と申します。よろしくお願いいたします。
- ○古川東京都総務局統計部人口統計課長 東京都の古川です。どうぞよろしくお願いいた します。
- ○星野神奈川県統計センター人口・労働統計課主任専門員 神奈川県統計センターの星野 と申します。よろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 続きまして、事務局、調査実施者からも自己紹介をお願いします。
- ○廣瀬内閣府統計委員会担当室調査官 内閣府統計委員会担当室です。よろしくお願いいたします。
- 〇谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 政策統括官室統計審査官の谷輪 と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 同じく統計審査官室の佐藤と申しま す。よろしくお願いいたします。
- 〇小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく統計審査官室の小日 向と申します。よろしくお願いいたします。
- 〇森岡総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査担当主査 同じく統計審査官室の森 岡と申します。よろしくお願いします。
- ○白波瀬部会長 調査実施者からもどうぞ。
- ○大澤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 労働力人口統計室 の大澤と申します。よろしくお願いいたします。
- ○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 同じく統計局労働力 人口統計室の土生と申します。よろしくお願いいたします。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 労働力人口統計室長をしております江刺です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 労働力人口統計室

の野上と申します。よろしくお願いします。

- ○萩原総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室係長 労働力人口統計室の萩原と申します。よろしくお願いします。
- ○白波瀬部会長 どうか皆様よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それから、統計委員会令第1条第5項の規定によりまして、部会長に事故があるときは、 当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると されております。部会長が指名することとなっておりますので、本部会の部会長代理には 永瀬委員にお願いしたいと思います。

永瀬委員、どうかよろしくお願いいたします。

- ○永瀬委員 承りました。力不足ですが、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○白波瀬部会長 お願いします。ありがとうございます。

次に、一言お断りさせていただきます。

本日の部会は、午後3時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。そのような場合、既に御予定がある委員、専門委員等におかれましては、 御自由に御退席いただいて結構です。

なお、嶋﨑委員におかれましては、所用により、午後2時半に退席されると伺っております。

では、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会審議の進め方について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められており、総務省統計審査官室がその基準に即して事前審査した結果が、資料3-1の「審査メモ」として、本部会に示されております。

また、この「審査メモ」では、社会生活基本調査に係る前回の統計委員会答申(平成23年1月答申)において示された今後の課題や、「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画で指摘されている事項等への対応状況についても整理されております。

部会の審議は、基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて、事務 局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、お手元の議事次 第と突き合わせながら資料の御確認をお願いできればと思います。

本日の配布資料は、資料1ということで、先月10月26日に開催されました統計委員会に諮問した際の資料を配布しております。資料2として、そのときの統計委員会諮問資料の参考、そして、本部会での審議関連資料ということで、資料3-1として事務局で作成しました審査メモ、それから、資料3-2として審査メモで示しています各論点に対する調査実施者側の回答、その他ということで資料4-1として部会構成員の名簿、資料4-2

として部会の審議予定をお配りしております。

資料に過不足がありましたら、お申し出ください。

次に、審議のスケジュールですが、資料 4-2 を御覧ください。本諮問に対しましては、 来年平成28年1月に開催されます統計委員会にて答申を頂きたいと考えておりますので、 本日を含めまして計 3 回の部会審議を予定しております。

審議に当たりましては、始めに総務省統計審査官室から資料3-1の審査メモに沿って 審査結果や論点について説明した後、調査実施者である総務省統計局から必要に応じて補 足説明をしていただきます。

それらを受けて、皆様に御審議いただければと思っております。

3回の部会審議のうち、本日は調査事項の変更等について御審議をお願いします。

11月16日に開催します次回の部会では、前回平成23年調査に係る統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況などについて御審議いただく予定としております。

次回の部会までで、審査メモについての審議は基本的には終えたいと考えております。 そして、12月22日に予定しております3回目の部会では、答申案についての審議、そして取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、仮に審議が3回で終わらない場合につきましては、年末のお忙しいところ大変恐縮ではありますが、予備日という形で設定しております12月28日に4回目の部会を開催させていただきたいと思いますので、御了承ください。

以上の部会審議を経た上で、 来年1月に開催予定の統計委員会に答申案を諮り、答申を 頂きたいと考えております。

なお、審議事項の一つとしております集計事項の案ということで、今回の調査事項の追加等に伴う新たな集計事項等については、資料 3 - 2 の15~17ページということで本部会に提出させていただいております。これらの一部の集計事項につきましては、部会審議の中で御確認いただくこととしておりますが、既存の調査事項に関する集計事項を含めた全体像としましては、資料 1 の38~51ページということで、かなり内容が詳細かつ多岐にわたっておりますので、事前に資料を御覧いただきまして、その適否等について御確認いただいた上で、もし御意見等がある場合には、次回の部会前までに事務局まで御連絡いただければと思っております。この関係で御意見等をお寄せいただく期限などにつきましては、また部会の最後に、事務局から改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、総務省統計審査官室から、社会生活基本調査の調査計画の変更に係る諮問の概要 について御説明いただきまして、引き続き、調査実施者である総務省統計局から補足説明 をお願いいたします。

では、諮問の概要について、谷輪統計審査官に説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省政策統括官室です。

諮問の概要につきまして、資料 2 という横置きの資料に沿って簡単に御説明させていただきます。

1ページの調査の概要です。

調査の目的ですが、大別して2つありまして、生活時間の配分と自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としております。

続きまして、調査の沿革ですが、昭和51年に初めて調査を実施し、以後5年周期で実施 しております。今回の平成28年調査は9回目となります。

また、平成13年からは、調査票B、世帯員各人に15分単位で行動の内容を自由記入で回答してもらい、それを集計の段階で分類するアフターコード方式の調査票を導入しております。

調査期日は、平成28年10月20日です。ただし、生活時間の配分についての調査は、曜日 ごとの集計を行うために、10月15日 $\sim$ 23日の9日間のうち連続する2日間について回答してもらうこととしております。

調査範囲及び報告者数ですが、調査票Aは約8万3,000世帯、世帯員約18万6,000人、調査票Bは約5,000世帯、世帯員約1万1,000人を予定しております。

調査事項ですが、調査票Aでは、1日の生活時間の配分を20種類の類型に分類して記入してもらうほか、過去1年間における生活行動、すなわち学習・自己啓発・訓練、ボランテイア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽等を行ったかどうか、どの程度行ったかを調査いたします。

調査票Bは、先ほども少し申し上げましたが、1日の生活時間の配分を15分単位で2日間記入してもらいます。

その次の調査組織ですが、調査員調査で行っておりまして、都道府県経由で行っております。

結果公表ですが、平成29年末までに順次公表する予定でおります。

2ページ目の利活用状況についてですが、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、 少子化・高齢社会対策における成果目標・参考指標として様々に利用・活用されていると ころです。

また、国際比較ということで、OECD加盟国間での社会状況等に係る比較のためのデータ 提供を行っているところです。

また、3ページ目以降は、今回の諮問に係る論点を整理したものです。審議におきまして、個別に具体的に説明させていただきますので、説明は簡単にさせていただきます。

まず、4ページです。今回の大きな調査事項の変更の一つですが、スマートフォン等の 急速な普及が生活時間に与える影響を把握しようとするものです。

具体的には、スマートフォン・パソコンなどの使用目的、使用時間帯及び使用時間数を

把握する調査事項を追加しようとするものです。

変更内容の2つ目ですが、調査票Bでは主行動(主に何をしていたか)と、同時行動(同時に何をしていたか)を記入してもらうのですが、それぞれについてスマートフォン・パソコンなどの使用の有無につき調査することとしております。

5ページ目ですが、今回の調査から削除する項目について整理したものです。

1点目が、60歳以上の報告者に対して聞いていたものですが、子の有無及び居住地について、2点目がふだんの片道の通勤時間、3点目がふだんの自分の用途での携帯電話やパソコンの使用の有無についてです。これらは、把握する必要性が相対的に低下したと思われる調査事項で、報告者負担の軽減を図る観点から削除しようとするものです。

続きまして、6ページ目ですが、調査対象者の変更、選択肢の変更などを行うものを整理したものです。

1点目の例示は、ふだんの健康状態について、これまでは主に仕事への影響という観点から、有業者に対してのみ調査しておりましたが、今回は調査対象を無業者にも拡大することとしております。

2点目の例示ですが、保育園や幼稚園での延長保育、預かり保育について、従前は利用 の有無のみを調査しておりましたが、今回は延長保育等を含めてトータルの在園時間を調 査することとしております。

7ページ目が調査方法の変更についてです。前回、平成23年の調査では、調査票Bについてのみオンライン調査を導入しておりましたが、今回は調査票Aについてもオンラインによる回答が可能となります。

続きまして8ページですが、前回答申時の課題への対応についてです。前回答申では「今後の課題」として、調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要があるとされております。この統計局における対応状況について、部会で確認いただけたらと考えております。

最後に9ページ目ですが、「公的統計の整備に関する基本的な計画」での指摘についてです。基本計画では、欧州統計家会議が定めた「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、本調査の調査計画の検討に活用することとされておりますので、この対応状況についても確認いただけたらと考えております。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

続いて、総務省統計局労働力人口統計室の江刺室長から、補足説明がありましたらお願いたします。

- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 特に補足等はありません。
- ○白波瀬部会長 では、後ほど個別のところでよろしくお願いいたします。

詳細な議論につきましては、基本的に個別事項の審議の中で行いたいと思いますが、総論的なことで、特にここで発言をしておきたいという点がありましたら、どうぞ御発言く

ださい。

いかがでしょうか。

特にありませんか。

では、個別のところでよろしくお願いいたします。

それでは、これから、社会生活基本調査の調査計画の変更内容について審議を行います。

限られた時間で効率的に御議論いただくために、審議の進め方としては、審査メモの論 点に沿って、ある程度、関連する変更事項などをまとめて御説明いただき、その後、審議 することといたします。

それでは、審査メモの1ページ「(1)報告を求める事項の変更」の「ア 在学、卒業等教育の状況」から5ページ「エ ふだんの健康状態」までについて、谷輪統計審査官から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、資料3-1の審査メモに沿って御説明させていただきます。

まず、1ページ目の1の(1)の「ア 在学、卒業等教育の状況」についてです。

これまで「在学中」と「卒業」に分けて、在学中又は卒業した学校種を選択する形式としておりましたが、右側が現行で左側が変更案ですが、今回は「在学中」か「卒業」を選択した上で、同一の学校種の区分により在学中又は卒業した学校を選択する形式に変更します。また、学校種として「専門学校」を追加し、修業年限別に把握するものです。

その下の「審査結果」はかいつまんで御説明させていただきますが、今回の見直しは専門学校の在学者数が短大や高専よりも多いということを踏まえて、当該学校種の区分を新たに追加するとともに、修業年限別に把握することで従来の調査結果との時系列も確保するものです。

2ページの下の「論点」について説明させていただきます。

1が、今回追加する「専門学校」の定義は、報告者にとって明確かつ分かりやすいもの となっているか。

2として、在学中の学校又は卒業した学校が、専修学校高等課程や各種学校である場合など、報告者がいずれの学校種や修業年限の区分を選択すべきか分からなかったり、戸惑ったりすることなく、適切に記入できるよう所要の措置が講じられているか。

3として、今回調査において、「専門学校」の修業年限別の区分を設けることにより、 従前の調査結果との時系列比較はどうなるのか。時系列比較が可能なものとなっているの か。

4ですが、上記1~3の関係で、同様の調査事項を設けて調査を実施した平成24年就業構造基本調査ではどのような対応がなされ、その結果どうだったのかといった論点を整理しております。

続きまして、3ページの「イ 子の住居の所在地」についてです。

これまで60歳以上の世帯員について、子の有無及び当該子の住居の所在地を把握する調

査事項を設けていたのですが、今回はこれを削除するという変更内容です。

「審査結果」ですが、平成23年調査の結果におきまして、子の有無及び当該子の住居の 所在地による生活時間の配分への影響はほとんど認められなかったとして、引き続き把握 する必要性が相対的に低下したとの判断から削除するものです。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適当であると考えますが、「論点」として 2 点整理しております。

1点目が、平成23年調査以前の調査結果も含め、本調査事項と生活時間の配分への影響 との関連性については、どのようになっているのか。

2点目ですが、上記を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズに照らして、削除することによる支障はないかの2点です。

続きまして、4ページの「ウ ふだんの片道の通勤時間」をこれまで把握していたのですが、これを削除しようという変更です。

「審査結果」ですが、2段落目、本調査事項は、ふだんの片道の通勤時間を把握するもの(ユージュアル方式)でありましたが、通勤・通学時間の状況に関しては、別途の調査事項である生活時間の方でも、実際の通勤・通学時間を把握しており(アクチュアル方式)、後者のアクチュアル方式の方が調査結果の利用頻度が高いと考えられることから、本調査事項については削除するものです。

「論点」です。

1点目として、過去の調査において、ユージュアル方式とアクチュアル方式による通勤 時間に係る調査結果はどのようになっているのか。

2点目として、ユージュアル方式とアクチュアル方式のそれぞれの調査結果については、 これまで具体的にどのように利活用されてきたのか。

3点目として、上記1及び2を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照 らして、削除することによる支障はないのかという3点です。

続きまして、5ページの「エ ふだんの健康状態」です。これまで、ふだん仕事をしている世帯員(有業者)のみを調査対象としておりましたが、ふだん仕事をしていない世帯員(無業者)も含めた15歳以上の全ての世帯員に調査対象を拡大するものです。

また、設問文に「ふだんの生活への影響の有無などにより」と健康状態を判断する際の 基準を追記しております。

「審査結果」の3段落目を御覧いただければと思いますが、健康状態は有業者だけでなく無業者の生活行動や生活時間の配分にも大きな影響を与えていると考えられることから、今回調査から本調査事項の調査対象を無業者も含めた15歳以上の全ての世帯員に拡大するとともに、回答の客観性を担保するため、設問文に、先ほど申しました「ふだんの生活への影響の有無などにより」と、健康状態を判断する際の基準を追記するものです。

「論点」ですが、5点挙げております。

1点目として、調査対象を拡大することにより、具体的にはどのような分析を行い、当

該データについてどのような利活用方策が想定されるのか。そのため、どのようなクロス 集計等を考えているのか。

2点目として、調査対象を調査対象世帯員である10歳以上ではなく、15歳以上の世帯員 としている理由は何か。

3点目として、「ふだんの健康状態」を把握する設問文における「ふだんの生活への影響の有無など」とは具体的にどのようなことを指すのか。また、このような設問文としている理由は何か。報告者が記入するに当たって紛れのないような明確なものとなっているか。

4点目として、健康状態を把握する調査事項の設問文や選択肢については、他の統計調査における類似の調査事項ではどのようになっているか。それらとの整合性は図られているか。

5点目として、選択区分が4区分になっておりますが、それぞれについて、これまでの調査結果ではどのような出現率となっているのか。仮に「まあ良い」などに回答が偏っている場合、報告者による正確な記入の確保等にも配慮しつつ、例えば「かなり良い」といった区分を設けるなど、細分化することによって、より的確に実態を把握する必要はないかといった論点を整理させていただいております。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2によりまして、論点への回答をさせていただきます。

「ア 在学、卒業等教育の状況」ですが、論点1の「専門学校」の定義につきましては、学校教育法による専門学校を把握するもので、同法の規定では、専門課程を置くものが専門学校と称することができることになっておりますので、学校名から調査票の専門学校に記入できるものと思われますが、より分かりやすくなるように、調査世帯に配布する調査票の記入要領に専門学校の定義を分かりやすく記載することにしております。

論点2につきましては、前回調査と同様に、調査票の記入要領の中に入学資格、修業年限別に該当する学校区分を明示するほか、修業年限などの用語につきましても、分かりやすい説明を記載して適切に記入できるよう措置を講ずることにしております。

論点3の時系列比較につきましては、「専門学校」を修業年限別に把握いたしますので、 修業年限1年以上2年未満を「高校・旧制中」、修業年限2年以上4年未満を「短大・高 専」、修業年限4年以上を「大学」として集計することで、従来と同様の学校区分別結果 が得られます。

論点4の平成24年就業構造基本調査での対応ですが、調査票の記入要領に、専修学校高等課程や各種学校に在学又は卒業している場合などの入学資格、修業年限別に該当する学

校区分を明示するなどの措置を講じております。

調査結果につきましては、2ページの表1を御覧いただければと思います。平成24年就業構造基本調査の学校区分別の在学者数を24年度の学校基本調査の結果と比較したものですが、学校基本調査に比べ、上から2つ目の修業年限2年以上4年未満の「専門学校」が約13万人少なくなっており、一方、一番上の修業年限1年以上2年未満の専門学校を含む「高校」で、約25万人多くなっております。この結果から推察しますと、修業年限2年以上4年未満の専門学校に該当する人の一部が、修業年限1年以上2年未満の専門学校の在籍者として把握され、高校の区分で集計された可能性があるのではないかと思っております。

この要因として、記入者が調査票に記入する際に、修業年限と現在の学年を誤った可能性が考えられますので、平成28年社会生活基本調査では、修業年限などの用語につきましても、調査票の記入要領の中で分かりやすく説明をして、適切に記入できるように措置を講ずることにしております。

次に、「イ 子の住居の所在地」ですが、論点1の前回調査の結果につきましては、3 ページの表2のとおりとなっております。子の住んでいる場所の違いによりまして、「休養・くつろぎ」などの一部の行動につきましては、ある程度の差が見られますが、そのほかのほとんどの行動では、平均時間に大きな差は見られないと言ってよいかと思います。

また、本事項の結果利用として、高齢の親と子の介護の関係が考えられますが、前回調査から調査を開始した「ふだん家族の介護をしていますか」という項目におきまして、介護している側から詳細に分析することが可能となっております。

以上のように、本事項の必要性は相対的に低下していると考えられますので、報告者負担も勘案し、今回削除することにしたものです。

なお、本事項の削除につきまして、各府省、地方公共団体に確認したところ、存続の要望はありませんでしたので、削除による行政利用上の支障はないと考えております。

続きまして、「ウ ふだんの片道の通勤時間」です。論点1の過去の調査につきましては、4ページの表3を御覧いただきたいと思います。

両方式による結果を可能な限り同一の条件で比較するために、ふだんの片道の通勤時間とアクチュアル方式による平日の片道の通勤時間を比較したものですが、おおむね一致したものとなっております。

論点2の利活用につきましては、アクチュアル方式による通勤時間は、国民生活白書等で生活時間の配分との関連で利活用されておりますが、ユージュアル方式による通勤時間につきましては、生活時間の配分との関連での利活用は確認できませんでした。

ユージュアル方式による結果は、アクチュアル方式による平日平均の結果により、ある 程度代替可能であり、本事項の必要性は相対的に低下していると考えられますので、報告 者負担も勘案して、今回削除することにしたものです。

なお、本事項の削除につきましても、各府省、地方公共団体に確認いたしましたが、存

続の要望等はありませんでしたので、削除による行政利用上の支障はないと考えられます。 次に「エーふだんの健康状態」です。

論点1の結果の分析、利活用につきましては、生活行動や1日の生活時間に関する事項とクロス集計することで、健康状態が各種の生活行動や生活時間の配分に与える影響など、より広範な結果分析が可能になると考えております。

具体的な集計事項につきましては、15ページを御参照いただければと思います。

時間の関係もありますので、詳細な説明は省略させていただきますが、該当する集計表を抜粋しております。基本的には行動関係別の平均時間や、行動者率などの集計を行うことにしております。

それでは、5ページに戻っていただきまして、論点2の把握対象年齢につきまして、御 説明をさせていただきます。

把握対象年齢につきましては、前回調査では15歳以上の有業者について把握いたしましたので、今回調査では同様の年齢区分による無業者にも記入対象を拡大したものです。

なお、社会生活基本調査につきましては、御承知のとおり、特定の2日間の生活時間を15分単位で把握する調査ですので、世帯のプライバシーに配慮できる一方、調査票の記入内容の確認が一定期間経過後になってしまう封入提出あるいは郵送提出の導入は困難ですので、記入対象を10歳以上として、小・中学生の健康状態を把握することにつきましては、記入者の心理的な負担感にも配慮する必要があるのではないかと思っております。

論点3ですが、健康状態を記入する際の判断基準が何もないといった場合、客観的には同じ健康状態であるにもかかわらず、記入者の意識の違いによりまして、良い・悪いの全く逆の回答になってしまうおそれがあります。国民生活基礎調査の健康票におきましては、最初に健康上の問題で日常生活に何か影響があるかどうかを聞いて、その後に現在の健康状態を把握しておりますので、こうした点を参考に、今回、「生活への影響の有無」という説明文を追加したものです。

また、「ふだんの生活への影響の有無など」の具体的な内容につきましては、国民生活 基礎調査における「日常生活への影響」と同じ内容とすることにしておりまして、調査票 の記入要領に記載して、記入に当たって紛れがないようにすることにしております。

論点4の説明文につきましては、先ほど御説明したとおり、国民生活基礎調査の健康票の設問文を参考に設定しております。

また、選択肢につきましては「良い」、「まあ良い」、「あまり良くない」、「悪い」の4区分としておりまして、国民生活基礎調査の「ふつう」を含む5区分とは異なっております。国民生活基礎調査の健康票は、健康状態に関する事項を詳細に把握することを目的としておりますが、社会生活基本調査では、健康状態と生活行動・生活時間の配分との関係を分析することを目的としておりますので、分析が難しい「ふつう」を除く4区分としているところです。

論点5ですが、6ページの表4を御覧いただければと思います。

前回調査では「まあ良い」の割合が54.9%と最も高くなっておりまして、平成25年国民生活基礎調査の17.5%と比べて高い割合となっております。この要因につきましては、前回調査では、無業者に比べまして健康状態が良いと考えられます有業者のみを記入対象としていたこと、また、前回調査では健康状態の記入に際して判断基準を示さずに調査をいたしましたので、良い・悪いの判断ができなかった人の回答が「まあ良い」に集中した可能性もあるのではないかと考えております。今回の調査では、記入対象者の拡大や判断基準の説明文の追加といった把握方法の変更を行いますので、「まあ良い」の選択肢の細分化につきましては、今回調査の結果を確認した上で検討する必要があるのではないかと考えております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明を踏まえまして、「ア 在学、卒業等教育の状況」から5ページ「エ ふだんの健康状態」までについて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

御自由にお願いいたします。

嶋﨑委員、どうぞ。

- ○嶋﨑委員 アの専門学校についてですが、この参考に出していただいた就業構造基本調査の選択肢は、今回の選択肢と同じものを使っているのかでしょうか。それから、専門学校は非常に日常的に多義的に使われておりますので、混同するのではないかという懸念を持ってしまいます。それらについて大丈夫なのかということをもう一度、教えていただければと思います。
- ○白波瀬部会長 いかがですか。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 専門学校につきましての 選択肢3区分につきましては、平成24年就業構造基本調査と全く同じ区分です。今回の社 会生活基本調査では、専門学校という選択肢区分を調査票上に記載する形にしております。 前回調査では、専門学校は調査票に記載せずに、修業年限が2年未満であれば高校、4年 以上であれば大学に記入してくださいなどということを調査票の記入要領に記載して、記 入者がその説明を読んで、自分の修業年限に該当する学校区分に記入していましたので、 非常に分かりにくかったのではないかと思います。

今回調査では、調査票上で専門学校の修業年限の区分が明確に分かりますので、その区分で調査した上で、従来の時系列比較ができるように、それぞれの修業年限に応じて従来の学校区分別に集計することが可能になると思います。

- ○嶋﨑委員 申し訳ありません。基本的なところを理解していないのかもしれませんが、 各種学校のようなものも含まれるということでよろしいのですか。
- ○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 調査票上の専門学校の区分は飽くまで専門学校に限定しているものでして、各種学校については、従来どおり調査票の記入要領の中で修業年限、入学資格によって書き分けていただくような形をと

っております。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 専門学校については、先 ほど御説明したとおり、専門課程がないと専門学校という名称は使えませんので、例えば 専門学校の入学案内やパンフレットには全て「専門学校」と書かれており、非常に分かり やすいということで、専門学校については特出しして問題はないかと思います。

○嶋﨑委員 ありがとうございました。

○白波瀬部会長 嶋﨑委員の御意見に関連するというか、少しフォローする形になるので すが、専門学校、各種学校、あるいは専修学校という区分は、少し専門を離れますとなか なか分かりづらく、それが対象者になりますと、区分としては各種学校に行っているのに 専門学校に行っていると回答する場合も少なくありません。そこの混乱を避けるために厳 密化するために修業年限ということになっていたのですが、ここで若干アンバランスを感 じるところは、制度的な年限をここで入れて、報告者がカテゴリー分けしなさいという形 になっています。これは言い換えれば、そのほかの教育機関がそのような形での選択肢に なっていると、それは仕方がないと思うのですが、対象者にとって、高校を卒業して行っ たかどうかというところが一つ分かりやすい区別になるかなと私は個人的には思っていて、 教育社会学者ではないので間違っているかもしれませんが、学校の種類区分については何 度聞いても混乱してしまうのです。ただ、ここで修業年限を入れることによって、頭では 確かにそれをデコードして時系列比較できるという御苦労や工夫はとても分かるのですが、 ここに制度的なところを入れてしまって選びなさいということは、自分が何年修業してい ますかということとは関係なく、修業年限で、おっしゃったとおりにパンフレットを見て 確認するということですよね。そういう答え方はどうかなと思いますが、そこでぶれると いうことが分かれば、例えば高校を卒業した後の専門学校かどうかというところのライン をどこかで明確にして専門学校というものを一つ作られた方がよろしいのではないかとも 感じます。そこの中で専修学校かどうかということは、専修学校も高卒後に入りますから、 混乱はあると思って、完全な問題の解決にはならないと思うのですが、現状を把握する上 で、やはりこのカテゴリー自体は非常に重要ですので外せないとは思うのですが、少しも う一度御検討いただけますでしょうか。どうでしょう。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回調査では、専門学校を含めて全て調査票の記入要領の中で、修業年限別に記入者の方に振り分けをしていただいていたということでして、今回はその中から専門学校だけはこの調査票に修業年限ということで区分を特出しした形にして、そこの部分は分かりやすくなったのではないかと思っております。

ただ、御指摘のように、従来の専門学校以外の各種学校、専修学校についてはどうなのかということになりますと、確かに御指摘のとおり、従来の記入要領で修業年限によって記入の振り分けという形にはならざるを得ないというところでして、それを全て解消するという案については、今のところ我々も持ち合わせていないというのが現状です。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 一つよろしいでしょうか。

今、部会長がおっしゃった部分なのですが、記入要領には、修業年限と併せて、入学資格も記載されております。あとは調査票の余白にどこまで書き込めるかという問題になりますので、御懸念の内容は記入要領の方に記載してあります。

- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。分かりました。 いかがでしょうか。
- 〇嶋﨑委員 確認ですが、そうしますと、中学を卒業して各種学校に行った場合には、高校に丸をするという指示があるということですね。

中卒で行った各種学校の場合には、高校に入るわけですか。

- ○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 中学校卒業を入学資格とする修業年限3年以上のものは高校・旧制中ということになります。それ以下の場合は、その前の卒業学校ということになります。
- ○嶋﨑委員 分かりました。
- ○白波瀬部会長 そうなのですか。要するに学歴から見て、学術的に中学卒、高校卒とある意味でここの部分が複線的になっているのですね。それで、学歴としては、中学卒で各種学校に入ってしまえば、この方は中学卒のはずですよ。それを高卒に入れてしまうと、これはまずいのではないですか。
- ○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 修業年限で区切っているということになるのですが。各種学校で、高校・旧制中に入るのは中学卒を入学資格とする修業年限が3年以上のものとなります。
- ○嶋﨑委員 中学校を終えて看護学校に行く場合が、想定する人数で一番多いと思うのですが、その場合は高校扱いになるのでしょうか。
- ○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 修業年限が3年以上であれば高校・旧制中となります。通常の修業年数は、小学校が6年、中学校が3年、高校が3年ですが、中学卒で修業年限3年のコースであれば、そこは高校・旧制中の区分とし、就業年限が3年未満であれば、その一つ手前の中学の区分になるという取扱いで調査しております。
- ○白波瀬部会長 そのやり方は従来、そのようにしてきているということですよね。です から単純に見ても、とても乱暴な言い方をすると、こちらの調査が他の調査に比べると、 各種学校分だけ高卒者が少し上乗せされているということですよね。
- ○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 教育水準という考え方で区分しておりますので、学校種ごとの結果とは、必ずしも一致しない場合があります。
- ○白波瀬部会長 年限で同じだからレベルを同じにするということは、少し乱暴な見方だ と思うのですね。ある者がどの程度の学歴を持っていたかということと、その者自体がど

れだけの職業訓練を得ていたかということは、実は少し違う話なので、そこが混じっている。ずっとこの方法で調査してきたから、それを続けることが致し方ないということは分かりますし、時系列を確保する必要もあります。時間とスペースが関連しますので、そこを厳密に言うつもりはないのですが、ただ、今後少し厳密性を考えるならば、少し検討の余地があるかもしれないなというか、そのようなカテゴリーというか解釈の仕方について、違和感を持ちました。これはこれ以上言っても余り生産的ではないとは思うのですが、一応理解はいたしました。

よろしいですか。

○永瀬委員 これに関しては、私は特に違和感を持っていなかったのですが、今、お話を聞いていて、教育年数で考えるとすれば、大学を2年で中退した人は12年プラス2年で、14年の教育年数を持っている人になるわけですよね。考えてみると、大学2年や3年で中退した人は高卒になるということと、ここの年数で考えることに若干齟齬があるのかなということは今、伺いながら思いました。

○白波瀬部会長 しかし、それでクロス集計ができるのであれば、表章のところで厳密化 していただければ良いのではないかなと思います。一般にはやはりカテゴリカルに中卒な のか、大学まで卒業しているか。今、永瀬委員がおっしゃったように、大学中退の場合は 高卒で表章していただくということで、ある意味では厳密な分析になってくると思うので すが、そこは結果のところで少し御検討いただくような形になるかもしれません。

よろしいでしょうか。

これにつきましては、時系列的なところと、説明を丁寧にしていただくというところで、 これで進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

そのほか、お気付きの点、別の項目でも。一つずつ行くということは、少し時間的に大変なので、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

- ○嶋崎委員 健康状態の5ページのところで、10歳以上ではなく15歳からとする理由として、「小・中学生の健康状態を調査することについては記入者の心理的負担にも配慮する必要がある」とあります。これはどのような御懸念なのかもう少し説明していただければと思います。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 これは、私どももこのような懸念が間違いなくあるということではなくて、もしそのような心理的な負担感を感じるような調査世帯の方がいればという前提で書いているものです。

通常働いている人など成人の場合については、自分の健康状態についての意識はそれほどないのかもしませんが、小さいお子さんの健康状態が悪いという場合、この調査では封入提出や郵送提出が難しいので、調査票を調査員にそのまま提出するときに、何か心理的な負担感のようなものが生じないかどうかということです。そういったものがなければ問

題ないわけですが、仮にそのような危惧があるとすれば、少し慎重に考えた方が良いので はないかという趣旨です。

○白波瀬部会長 その点について、私も少し質問があります。おっしゃっている意味も分かりましたが、ただここでの説明においては、やはり具体的なデータともう少し根拠を出していただかないと、一応対象者全員でと言っておきながら15歳以上。15歳でも子供は子供ですので、同じように健康的に問題があれば、15歳以上になったらオーケーで、10歳~14歳の間は駄目ということはおかしいと思います。

それで、もっと言わせていただきますと、やはりデータなので、心理的なというか、当事者としてはなかなか答えにくい事項も出てきますのでその点を配慮すべきことは分かります。ただ、その実態が分からないと対策がとれないので、質問すること自体の難しさがあったとしても、私としては、そこはできるだけ丁寧にしつつ、これだけの規模で実態を上げることができれば、家事疲れや子供の世話の時間にも多分関わってくると思いますし、これは実はもっと公になってもよいデータであったにもかかわらず、分からないというブラックボックスになっていたら、いつまでたっても対策が取れないわけですよね。ですから、心理的な負担があるのではないかということだけで15歳以上ということは、私としては納得できないなという気になっております。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 これに関しては特に試験 調査などを行っているわけではありませんので、客観的なデータはありません。したがっ て、先ほども申し上げたように、危惧があるということで書かせていただいたということ です。

私どもとしては、この項目以外にも、収入関係の調査事項もありますので、できるだけ 記入負担が大きい調査事項に関しては慎重にという感じになってしまうところがあります が、御指摘いただいた観点も含めて、再度検討したいと思います。

○白波瀬部会長 単刀直入に言ってしまえば、つまり10歳以上で対象者全員にと言ったにもかかわらず、よく見たら15歳以上というコストよりは、もうこの際明確に10歳以上の全員に聞いてしまう方が、いろいろな意味で説明もしやすいのではないかなと私は個人的に思っております。少し再検討していただきますと、有り難いところです。

いかがでしょうか。

- ○永瀬委員 私も、子供の健康については10歳から分かるのも良いことかなと思います。 いろいろな問題があるのであれば、もちろん検討していただいた上でですが。
- ○白波瀬部会長 水野谷専門委員、今までのところで何かありますか。
- ○水野谷専門委員 10歳以上でも良いのかなと、私も今思いました。

関連して確認なのですが、今回文言が変わったという「ふだんの生活」という言葉遣いなのですが、これは統計局からの回答にもあったかと思うのですが、記入要領でどのように説明される予定でしょうか。ふだんの生活はこれだけの文言からすると幅広いので、要領で特定されるとは思うのですが。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3-2の5ページの3番を御覧いただければと思います。第2パラグラフの「また」書きのところになります。 先ほど時間の関係もありましたので、具体的な例示についての説明は省略させていただきましたが、「ふだんの生活への影響の有無など」の具体的な内容としましては、ここに書いてありますような日常生活動作、外出、仕事、家事、学業、運動といったようなものへの影響の有無ということを想定しております。この例示は、国民生活基礎調査の健康票に書かれている具体的な例示ですので、その例示を参考にして、同じようなものを調査票の記入要領の中に記載していきたいと思っております。

○白波瀬部会長 その点について、私も確認させていただきたかったのですが、国民生活 基礎調査の健康票を御参考になされたということはよく分かるのですが、一般にこの「ふ だんの健康状態」というものは、いろいろな調査で国際的にも最もよく使われている健康 関連の変数ではないかと思います。そこのところでやはり大切なことはカテゴリーの数、 つまりこれでいろいろなところと、完全にクロス集計はできないとしても、生活時間の使 用の仕方が実際どうなのかということを本調査から検討できるという点で、意味のある調 査になってくると思うのですね。

その意味で、ふだんの生活への影響ということで、国民生活基礎調査とできるだけ同じような形でというお気持ちも分かるのですが、説明文において少し分かりにくくなったという感想を持ちました。ふだんの生活への影響の有無というか、つまり生活に支障がありますか、どうですかということと、主観的な健康意識は違います。海外との国際比較では主観的な健康度というものが採用されていますので、私は把握するのでしたら、やはり主観的健康度というところで単純に質問された方がコストも低いですし、国際比較もできるという最大のメリットが出てきます。そのような意味で、説明文を修正することのデメリットもあるのではないかとも感じておりまして、このカテゴリーを再検討していただいても良いかなという気がしているのです。5カテゴリーにする。スペースがないわけではないですから。

- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 「ふつう」を入れて5区 分にした方が良いということでしょうか。
- ○白波瀬部会長 その方がほかのところと一番整合性がつきやすいので、文言は「ふだんの健康状態について」、そのままでよろしいのではないかと思うのですが、そこを余り厳密に特定させるよりも。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 私どもでこの部分を検討した際、国民生活基礎調査の結果を見ますと、「ふつう」が一番多くなっているのですが、 国民生活基礎調査では、健康状態のほかにもいろいろな調査事項がありますので、「ふつう」と回答した人について他の調査事項から分析できるのではないかと思っております。
- 一方、社会生活基本調査における健康状態の把握項目はこの1項目だけですので、もし「ふつう」が同じように一番割合が高くなったときに、生活時間との関連が分析しづらい

のではないかということで、4区分という前回の区分を踏襲したということです。

○白波瀬部会長 確かに時系列が一番ここで問題になってくると思います。しかし、その分「ふつう」が全部「良い」に上がっているという話ですよね。ですから、主観的健康度だとそこに固まるということはもう国際的にもあります。そこで、ふだんということがどのような意味かと突き詰めることも余り必要ないというか、しかしそれはそれなりに非常にすぐれた研究も出ていますから、そこはやはり主観的な健康意識というものがいろいるなところでずっと使われ続けている根拠はあると思うのです。だから、やはりここだとみんな「ふつう」に下りてきて、その「ふつう」の中身を探る必要は余りないので、ふつうは「ふつう」ということで良いのではないかなと思うのです。

ですから、繰り返しですが、54%が「まあ良い」になっているということ自体、少し違和感があります。

- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回の結果が、先ほど申 し上げたように、有業者だけを対象としたものでしたので、有業者は、多分健康状態とし ては良い方に書くのかなということもあったものですから。
- ○白波瀬部会長 そうですね。そこは、健康だから働きますからね。しかし、やはり全体 のところを対象にしたというメリットを使えば、ほかのものとのリファレンスもできます から、そうしたらこの際、対象を増やされるのと同時に、カテゴリーもそのような健康で働いている人だけではない人を入れるということが根拠になってきますから、そちらの方が良いような気もするのですが、御検討いただけますでしょうか。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 分かりました。検討させていただきたいと思います。
- 〇嶋﨑委員 もう一点、「悪い」というカテゴリーが大変気になっています。「良くない」ではいけないのでしょうか。やはり「悪い」という言葉は、心理的に負担が増すように思います。「良くない」で良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。少し御検討いただければと思います。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 確かに国民生活基礎調査 も「あまり良くない」、「良くない」という表現を使っておりますので、検討いたします。
- ○白波瀬部会長 よろしいでしょうか。

では、少し確認をお願いしましたが、基本的にお認めいただいたということで進めさせていただきます。

ありがとうございます。

では、審査メモの6ページ「オー学習・自己啓発・訓練の状況及びボランティア活動の 状況」から10ページ「キー旅行・行楽の状況」までについて、谷輪統計審査官から説明を お願いいたします。

〇谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 6ページの「オ 学習・自己啓発・訓練の状況及びボランティア活動の状況」です。

これまで、活動の種類ごとに「しなかった」又は「した」を選択(マークシートに記入) してもらった上で「した」を選択した場合には、1年間における当該活動の実施頻度を記 入する形式としておりました。

今回の調査では、活動の種類ごとに「しなかった」か「した」かを記入するのではなく、 実施頻度欄に「0:まったくしなかった」という選択肢を追加いたします。また、実施頻 度が不詳の場合の選択肢として、選択肢「8:何日ぐらいしたかわからない」という選択 肢を追加いたします。

その他、記入漏れや記入誤りを防止するための注釈等の追加や修正を行います。

7ページの「審査結果」ですが、「しなかった」又は「した」を選択した上で、「した」を選択した場合に実施頻度を記入してもらっていたわけですが、これらの選択肢を実施頻度欄に統合することによって、調査事項の簡素化を図り、報告者負担の軽減が図られるものと考えます。

また、掲げられている活動を行ったものの、実施頻度が分からない場合、未記入となってしまう事例がこれまでの調査結果においても6%程度見られたところもあるようですので、実施頻度欄に「わからない」という選択肢を追加するものです。

事務局といたしましては、報告者負担の軽減とともに未記入を防止し、調査結果の正確 性の確保等に資するものであることから、これらの変更は適当であると考えております。

続きまして、8ページの「カースポーツ活動の状況及び趣味・娯楽活動の状況」です。

前記オと同様に「しなかった」か「した」という調査項目を廃止する等の変更を行うほか、趣味・娯楽活動の種類について、従来「映画鑑賞」と「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞」という区分だったのですが、これを「映画館での映画鑑賞」と「映画館以外での映画鑑賞」という区分に変更いたします。また、「映画館以外での映画鑑賞」の選択肢の位置を「映画館での映画鑑賞」のすぐ下に持ってきたり、「カラオケ」が従来最後の方にあったのですが、「コーラス・声楽」の下に持ってきたりして、関連するものを近づけるという配置の変更をいたします。

その他、注釈の文言を変更いたします。

9ページの「審査結果」ですが、「映画鑑賞」に係る2区分について、今、スマートフォンでの映画鑑賞などもありますので、「映画館以外での映画鑑賞」という区分に変更したほか、配置上も工夫をしたということで、分かりやすさ、記入のしやすさに配慮したものであることから、適当であると事務局としては考えております。

続きまして、10ページの「キ 旅行・行楽の状況」です。

これまで、活動の種類ごとに「しなかった」又は「した」を選択した上で、「した」を 選択した場合には、実施頻度を把握する形式としておりましたが、実施頻度欄に「しなかった」場合は「0」を記入してもらうような形に変更いたします。

また、国内と海外それぞれにつきまして、「業務出張・研修・その他」という項目も設けていたのですが、それを削除するという変更内容です。

「審査結果」ですが、これまで、前記のオやカと同様に「しなかった」又は「した」を選択した上で、「した」を選択した場合に実施頻度を記入してもらっていましたが、報告者負担の軽減を図るという観点で見直しを行うものです。

また、国内と海外それぞれの「業務出張・研修・その他」については、余暇活動に該当 しないのではないかということから削除するものです。

「論点」といたしまして、3点設けております。

1点目、従来、国内と海外それぞれについて「業務出張・研修・その他」の状況を把握 してきておりましたが、そもそもどうして把握していたのか。また、その把握結果につい てはどのような分析を行い、どのような利活用が行われてきたのか。

2点目ですが、上記を踏まえ、報告者負担にも配慮しつつ、統計ニーズ等に照らして、 「業務出張・研修・その他」の調査項目を削除することによる支障はないか。

3点目が、少し上の2点とは違うのですが、我が国における在留外国人数が年々増加している中で、「海外」で「帰省・訪問などの旅行」を把握する必要はないのかといったことについて、御確認いただけたらと思います。

私からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえまして、「オ 学習・自己啓発・訓練の状況及びボランティア活動の状況」から「キ 旅行・行楽の状況」までについて、御意見や御質問を聞く前に、総務省統計局から審査メモに示された論点に対して回答をよろしくお願いいたします。 〇江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2の6ページの「キ 旅行・行楽の状況」を御覧いただければと思います。

論点1の「業務出張・研修・その他」の把握目的等ですが、下に掲げてありますように、本区分につきましては、昭和61年調査におきまして、それまで「その他の国内旅行」であったところから「帰省・訪問等の旅行」を、「海外旅行」の中から「観光旅行」を区分するために設定したものでありまして、「業務出張・研修・その他」に焦点を当てた結果の利活用は特にありません。

それから、論点2の削除による支障の有無ですが、観光庁の旅行・観光消費動向調査におきまして、国内旅行、海外旅行のそれぞれにおきまして、観光、帰省、出張別の旅行者数を把握しておりますので、報告者負担も勘案して、今回本区分を削除することにしたものです。なお、本区分の削除につきまして、各府省、地方公共団体に確認いたしましたが、存続の要望等はありませんでしたので、削除による行政利用上の支障はないものと考えております。

論点3につきましては、在留外国人数は増加傾向にありますが、観光庁の旅行・観光消費動向調査の結果を見ますと、「海外旅行」のうち「帰省・訪問などの旅行」につきましては、今回の社会生活基本調査で削除する「業務出張」の数を下回っております。また、各府省等からの追加要望等もありませんでしたので、「帰省・訪問などの旅行」を新たに

把握する必要性は低いのではないかと考えております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

では、ただいまのオからキの説明及び対応に関しまして、御意見や御質問のある方は、 質問をお願いいたします。

確認して良いですか。

まず、そもそも業務出張や研修などが旅行・行楽というカテゴリーに入っていること自体に違和感があるのですが、本当は調査対象範囲外であったものを把握してしまっていたように思います。ですから、これは脚注で、この場合には含まないということをあえて言う必要はないのですかね。今までの取り方に若干問題があったように思うのですが、この点はいかがですか。

- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今回この区分を削除する ことにしますので、そうしたものは入らないということを明確にする必要があると思いま すので、記入要領で明示しておきたいと思います。
- ○白波瀬部会長 調査票の中に入れるというよりも、マニュアルというか、概要のところで、ここでいう旅行とは仕事を含む出張等は含まないということを明確にされた方が後々よろしいと思うのですが。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい、分かりました。旅 行の定義部分でしっかり除くという形で。
- ○白波瀬部会長 除いておいた方が良いような気がしますよね。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい、そのような方向で 考えたいと思います。
- ○白波瀬部会長 何かありますか。良いですか。
- ○永瀬委員 昔は社内旅行、研修旅行みたいなものがあって、それが昔は多分行楽の一種 だった時期もあったのかなという気はいたします。今はそのようなものは非常に減ってい るので、除くということは妥当なのかなと思いました。
- ○白波瀬部会長 社内旅行は構わないと思うのですが、業務出張や研修などということなので、やはり仕事絡みだと思うのですよね。確かに永瀬委員もおっしゃるように、福利厚生の関係で旅行に行くということがあるとは思うのですが、そこはグレーというか、それは旅行なので含めて構わないと思うのですが、しかし業務出張はまずいかなと思ったのです。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

これらの件につきましては、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものと いたします。

それでは、審査メモの11ページ「ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況」と、

少しページが飛びますが、15ページ「サ 携帯電話、パソコンなどの使用の有無」及び16ページ「シ 生活時間配分」について、谷輪統計審査官から説明をお願いいたします。 〇谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 11ページの「ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況」についてです。

これは新設ですが、2日間にわたり、スマートフォン、パソコンなどの使用目的、使用時間帯及び使用時間数を把握する調査事項を追加いたします。

「審査結果」ですが、本調査事項は、近年のスマートフォン等の急速な普及が生活時間に与える影響を把握するため新設するものでして、具体的には、別途の調査事項であります「生活時間について」の調査対象日となる2日間と同じ日におけるスマートフォン、パソコンなどの使用状況を把握し、「生活時間について」において把握されたデータと合わせて分析することが想定されております。

「論点」を7点用意しております。

1点目ですが、本調査事項に係る結果については、具体的にはどのような分析を行い、 当該データについてどのような利活用方策が想定されているのか。そのため、どのような クロス集計等を考えているのか。

2点目ですが、「スマートフォン・パソコンなど」の「など」には、具体的には何が含まれるのか。また、報告者が記入するに当たって、それについて紛れのないようにするため、どのような措置を講ずることとしているのか。また、「学業や仕事以外で」の使用について聞いているのですが、「学業や仕事以外で」の使用についてのみ把握する理由は何か。

3点目ですが、一般的なパソコンとスマートフォンの利用特性、例えば、パソコンは自宅や職場等において使用する、スマートフォンは通学や通勤等の移動時間等において使用するなどといった特性を踏まえて、個々の使用状況の把握が可能となるように工夫する余地や必要性はないのか。

4点目ですが、スマートフォン、パソコンなどの使用状況について、調査票Bでは「生活時間について」の中で「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設けて把握することとしておりますが、調査票Aでは、今申しました調査票Bの「生活時間について」とは別に、これを設けて把握する理由は何か。

次のページの5点目ですが、使用目的について、「ネットショッピング」、「趣味・娯楽」、「交際・つきあい・コミュニケーション」及び「その他の使用」の4区分としている理由は何か。また、把握する区分について、「ネットショッピング」、「趣味・娯楽」、「交際・つきあい・コミュニケーション」という順番としている理由は何か。

6点目ですが、使用時間帯の区分は3時間単位、使用時間数の区分は6区分になっていますが、このような設定にしている理由は何か。把握目的から見て、このような設定で問題ないのか。

7点目ですが、その他、報告者が記入するに当たって、新しい調査項目ですので、紛れ

がないように用語の定義等は明確となっているのか。例えば「友人・知人」という項目があるのですが、ソーシャルメディア上のみでの知人もここに含まれるのかなどといった点が明確になっているかということを御確認いただければと思います。

関連するものということで、2ページ飛びまして、15ページの「サ 携帯電話、パソコンなどの使用の有無」という項目について説明させていただきます。

ふだんの自分の用途での携帯電話やパソコンの使用の有無を把握する調査事項を前回は 設けていたのですが、今回は削除するという変更内容です。

「審査結果」の真ん中の段落ですが、今回の調査では、現在、携帯電話やパソコンの使用が一般的となったことや、他の調査においてもこれらの機器の使用状況を把握していることから、これらの機器の利用の有無のみを把握する必要性は低いと判断して、調査票Bにおいて本調査事項を削除するものです。

「論点」として1点設けておりまして、本調査事項に係る結果については、具体的には どのような分析を行い、当該データはどのように利活用されていたのか。報告者負担にも 配慮しつつですが、削除することによる支障はないのか。

続きまして、16ページの「シ 生活時間配分」についてです。

従来、「インターネットの利用」という調査項目を設けていたのですが、これを「スマートフォン・パソコンなどの使用」という形に変更いたします。また、今まで主行動と同時行動を分けて聞いていなかったのですが、それぞれについてスマートフォン、パソコンなどの使用について把握する形に変更いたします。

「論点」ですが、2点あります。

1点目は、今回の変更によって、近年のスマートフォン等の急速な普及による生活行動 や生活時間への影響について、具体的にはどのようなことが把握できるようになるのか。

2点目ですが、一般的なパソコンとスマートフォンの利用特性、先ほども申しましたが、例えば、パソコンは自宅や職場等において使っている、スマートフォンは通勤・通学の移動時間において使っているなどの利用特性を踏まえて、個々の使用状況の把握が可能となるように工夫する余地や必要性はないのかといった点について御確認いただけたらと思います。

以上3項目、よろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3-2の7ページです。

まず「ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況」です。

論点1の分析・利活用につきましては、近年急速に普及したスマートフォン、パソコンなどの使用が、1日の生活時間の配分や、生活行動にどのような影響を及ぼしているかと

いうことを明らかにすることにしております。

具体的な集計事項につきましては、16ページに抜粋をしてあります。

時間の関係がありますので、詳細な説明は少し省略させていただきますが、御覧のようにスマートフォン・パソコンなどの使用時間、使用目的別に行動の種類別の平均時間や、 行動者率などを集計することにしております。

申し訳ありませんが、7ページに戻っていただければと思います

論点2ですが、「スマートフォン・パソコンなど」の「など」には、タブレットや携帯電話が含まれます。記入に際して紛れが生じないように、調査票の記入要領の中に説明を記載することにしております。また、仕事や学業での使用を含めた場合ですが、含めてしまうと、その使用時間が全体の使用時間の大部分を占めてしまう一方で、仕事や学業での使用が他の生活時間の配分等に大きな影響を与えているとは考えにくいということで、主行動における生活時間の配分への影響を分析する調査票Aにおきましては、仕事や学業での使用を除くことにしたものです。

次に、論点3ですが、本事項は、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動にどのような影響を及ぼしているかを明らかにすることを目的として設定したものであること、また、タブレットやスマートフォンをパソコンの代わりに自宅で使用するケースや、ノートパソコンを持ち歩いて移動時間や外出先で使用するケースもあるものと思われます。このように、利用者の年齢やライフスタイルによりまして、その利用は多様なものになっていると考えられます。また、仮に機器別に使用の有無を把握しようとした場合は、スマートフォン、パソコン、その他の3区分程度の把握が必要であろうと思いますが、報告者の負担や調査票紙面の制約を勘案いたしますと、現行の案のような設計が適当ではないかと考えております。

論点4ですが、スマートフォンの使用は、電車で移動中にスマートフォンで音楽を聴くといったようないわゆる「ながら行動」での使用が多いと考えられますが、調査票Aの「生活時間について」では、同時に二つ以上の行動をした場合は、そのうちの主な行動について把握いたしますので、「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄は「生活時間について」の中ではなく、同時行動における使用状況も含めて把握できるように別途の調査事項として設けたものです。

次に、論点5の使用目的の区分につきましては、スマートフォンなどの使用が生活時間の配分に大きな影響を及ぼしていると考えられるものを挙げておりまして、例えばネットショッピングでは実際の買い物に比べまして、場所の問題や時間の制約がなくなりますので、買い物の時間や時間帯が異なると考えられますし、趣味・娯楽や交際・つきあい・コミュニケーションなどにつきましても、同様に場所や時間の制約がなくなることで、行動時間数や行動時間帯に影響が生じているものと考えられますので、その他の使用を含めた4区分としたものです。

また、各区分の並び順につきましては、同じ指定日で記入する24欄の「生活時間につい

て」の行動の種類の並び順も考慮して設定したところです。

論点6の使用目的別の使用時間帯ですが、スマートフォンなどの使用は、いわゆる「ながら行動」での断片的な使用も多いと考えられますので、24欄の「生活時間について」では15分単位の短い間隔で調査をしておりますが、こうした間隔では正確な回答を得ることが難しいのではないかと思っておりまして、記入負担や調査票紙面の制約も勘案いたしまして、3時間単位としたものです。また、使用時間数につきましては、使用時間帯を3時間単位に設定いたしましたので、連続使用した場合の区切りの単位として3時間を基本とした上で、想定される回答者数を考慮して、3時間未満の階級は細かい区分、3時間以上の階級は広めの区分に設定したものです。

論点7ですが、「友人・知人」の「知人」にはソーシャルメディア上のみでやり取りを している人は含まないことにしておりまして、そういった用語の定義につきましては、調 査票の記入要領の中で分かりやすく記載していきたいと考えております。

次に、9ページの「サ 携帯電話、パソコンなどの使用の有無」ですが、本事項につきましては、生活時間との関係等を分析することを目的として、平成13年調査から調査してきたものですが、前回調査の結果では、下の表5にありますように、15~54歳の各年齢階級とも90%以上の人が使用していることもありまして、携帯電話、パソコンなどの使用の有無と生活時間の配分について分析した利活用は確認できませんでした。

この調査において、使用の有無のみを把握することの必要性は相対的に低下したものと 考えられますので、報告者負担も勘案して、今回削除することにしたものです。

なお、今回調査では「生活時間について」の欄におきまして、主行動と同時行動のそれ ぞれに「スマートフォン・パソコンなどの使用」欄を設定いたしまして、スマートフォン などの普及を踏まえた変更を行っているところです。

続いて、10ページの「シ 生活時間配分」です。

前回調査では、主行動又は同時行動のいずれかでインターネットを使用したかどうかを 把握しておりましたが、今回調査では、オフラインの使用を含めたスマートフォン、パソ コンの利用の有無を把握することとし、更にスマートフォン等が主行動と同時行動の両方 で使用される場合があることを踏まえまして、主行動、同時行動のそれぞれに「スマート フォン・パソコンなどの使用」欄を設定したものです。これによりまして、生活行動にお けるスマートフォン等の使用状況が詳細に把握できることになりますので、生活行動や生 活時間への影響をより詳しく分析できるようになると思っております。

論点 2 につきましては、先ほどのスマートフォン・パソコンなどの使用状況の論点 3 への回答と同様です。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

クからシの事項につきまして、御説明と論点を出していただき、その対応についてもお話を頂いたのですが、御意見、御発言はありますでしょうか。

嶋﨑委員はもう御退席されますので、もし何かありましたら、御発言ください。

- ○嶋崎委員 では、1点よろしいですか。大変重要な項目を加えていただくことで喜んでおります。1つ懸念があります。調査票Aについてです。この生活時間のところには加えずに、別欄で問23として設け、その場合に、実際の生活の中でずっとスマートフォンを使って1日過ごしている場合や、夜ずっと使用している場合、あるいは高齢者の方で必死にパソコンで何かをすることで随分な時間を費やしている場合があります。そういった場合は生活時間の調査項目では、交際・つき合いなどそのようなものになりますか。両者の識別は難しいと思うのです。当事者に混乱を生じないかということを少し懸念しております。以上です。
- ○白波瀬部会長 いかがでしょうか。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査票の24欄につきましては、先ほど申し上げましたように、同時に二つ以上の行動をした人につきましては、そのうちの主な行動について記入してくださいという注意書きが調査票上に入っています。 一方で、その前の23欄の「スマートフォン・パソコンなどの使用」につきましては、少しでも使えば記入してもらうことにしておりますので、調査票上の説明のほか、調査票の記入要領の説明の中でしっかり記載していきたいと思っております。
- ○白波瀬部会長 しっかりしていただくことはそうだと思うのですが、追加的に、具体的にどのように説明するお考えなのか、例をお示しいただけますと、こちらとしても納得がいくので。かなり難しいところだと思うのですね。24時間使っているのではないかというぐらい、無意識の場合もありますし、どう記入してよいのかということが。これは絶対取らなければいけない統計の一つであるにもかかわらず、メジャメントエラーをゼロにすることはかなり難しいと思うのですが、その辺り、どこは絶対に外せないということで設定するかということが一番重要になってくると思いますので、場面を幾つか想定していただきまして、どのような説明になるのか具体例を示していただけますか。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 調査票の記入要領の説明 文につきましては今後詰めていくことにしておりますが、現時点で想定できるものを次回 の部会に例示としてお示しできればと思います。
- ○白波瀬部会長 お願いいたします。ありがとうございます。 では、ほかに何か。

水野谷専門委員、何かありますか。

○水野谷専門委員 ありがとうございます。お願いなのですが、今のスマートフォンのところで、どのような集計結果が出てくるかという具体的なイメージが知りたいということで、統計局からの集計計画が回答にあったと思うのですが、資料3-2の別紙の15ページ以降にあって、それでスマートフォンに関連しては16ページにスマートフォンの使用目的とスマートフォンなどの使用時間ということで、ここが新規の集計表になるのだと思うのですが、やはりとても大切な新しい調査項目なので、何か代表的なもので良いのですが、

表側と表頭で大体どのような集計表になるのかというものがあると非常に有り難いと思います。先ほど、時間帯も聞いていますし、目的も聞いていますし、トータルの時間も聞いているので、この3要素がどのような集計表にまとまるのかということについては、この集計計画がその説明だったと思うのですが、表頭、表側で具体的にどのようにするのかが分かるものを用意していただけると有り難いということです。

- ○白波瀬部会長 いかがですか。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ただ今御指摘いただいた 代表的な集計表につきまして、集計表のイメージという形で、次回の部会でお示しさせて いただければと思います。
- ○水野谷専門委員 ついでに、今のお願いは調査票Aについてでしたが、調査票Bについても何か用意していただけると。調査票Bでは同時行動も主行動も両方、把握することとしているのですが、それがどのような集計表になるのかなというものも、お願いできれば有り難いです。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 承知いたしました。
- ○白波瀬部会長 いろいろ作業的には前後してしまうところもあるかもしれませんが、現時点ということで、そこで出していただいたらまた項目に戻って、このような言い方の方が良いのではないかという助言もしやすいところもあるのではないかと思うので、お手数ですがよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

あと、何かありますか。

はい、どうぞ。

- ○水野谷専門委員 もう一つ、細かいところなのですが、スマートフォンのところで、統計局の回答の資料3-2の8ページの最後の7の「友人・知人」で、ソーシャルメディア上でやり取りしている者は含まないということなので、その理由というと変ですが、逆に友人や知人というものはどう定義される予定なのかを教えていただければ有り難いです。 ○白波瀬部会長 お願いいたします。
- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 「友人・知人」の定義についてはかなり難しい問題と思っております。ソーシャルネットメディア上だけでのやり取りをしているという方々を知人とするのかしないのかということについては、いろいろ議論したのですが、この調査での取扱いでは、知人には、単にメディア上でやり取りをしている者は含まないという整理にした方がよいと思っております。

知人の定義は非常に難しいので、知人に含まないものを記入要領に記載できればと思っております。

○白波瀬部会長 おっしゃるとおりかなり難しいと思うのですね。ただ、落としどころは、 これが絶対正しいという答えがない分だけ、調査実施者側から積極的に説明した方が良い のではないかと思うのです。ですから、ソーシャルメディアの上でのみやり取りをしてい る者を含まないといっても、最近いろいろなパターンがあって、ソーシャルメディアの中でのみとても親しい知人だと思うこともあるかもしれないので、ですから、ここで多少ぶれたとしてもというか、調査対象者としては決めてもらった方が良いような気がします。答えやすいというか。ですから多分、想定されているものは、親しいというか、何と言ったら良いのでしょうかね。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 この問題は年代によって相当差があるのかもしれないということでして、私のような年齢だと、友人・知人というものは相当親しい人というイメージがありますが、高校生などの若い方では、メディア上での知り合いも友人だったり知人だったりという意識がかなり強くなるのかもしれません。意識の差が相当ある問題なのかなと思っております。

○白波瀬部会長 ですから、言いかえれば、それで良いということですよね。20代で100 人と出てもそれは良い。ただ、少なくともネット上でしか、一度も会ったことがないよう な人は除いてください、おっしゃっていることはそのようなことになりますか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 一度も会ったことのない 人を知人という形で整理することは難しいのではないかという認識です。

○水野谷専門委員 私も結構古い方だと思うので、おっしゃることは分かるのですが、調査対象者が、それこそ中学生や高校生となると、むしろ中学生や高校生の方に聞いてみたら早いのかもしれないというか、やはりそこの感覚は、知人といったら一回も会わなくてもという可能性は、それは主観の問題なのですが、そのような認識はあると思います。それをどう調査で選り分けて方針を立てるかというところは、私は全然代案を持っていませんが、発言しております。

○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 今、御指摘いただいた部分は、調査技術上の問題と、最終的に統計としてどのような形で表すかという視点から検討しました。この調査事項は、まずコミュニケーションの手段がスマートフォンなどにどれだけ流れているかという実態を把握するということが一つの目的であり、また、その中で、ではどのような人とつながりを持っているかというようなことを把握するのがもう一つの目的でありまして、今の先生方がおっしゃられたような内容、世代によって違う「知人」についての認識は、定義上明確にする必要があるので、調査技術上はやはり「互いに面識がある」など、何らかの明確な切り口がないと調査は難しいであろうと考えています。また、集計上で年齢区分別に見るなどにより、面識のない人とのつながりなど、世代による違いも多角的に見られるのではないかと考え、このような切り方にさせていただいたところです。

○白波瀬部会長 カテゴリーの中では、家族、友人・知人、そして家族・友人・知人以外の3つあるので、多分そこの中の中間的なものも例示に入れてくるのではないかと思うのですが、それももうそのような形で仕方がない。コミュニケーションということですね。しかし、多分質問も来るのではないかと思います。

- ○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 どう切るかといった ときに、具体例としまして面識などその辺がないと、それ以外のグレーゾーンを言葉の中 で切ることは、我々も職場の中でいろいろな世代の方と話していますが、少し難しいなと 考えたところです。
- ○白波瀬部会長 ここはこんな感じかなという感じなのですが、ただ、申し上げたように、報告者から質問は来ると思います。そのときに同じようにマニュアル化してもらわないと、「あなたが友達と思ったらお友達なのですよ」という極論を言えば良いのかどうかということは、確かに言葉では表せないのですが、結局は、この場合は自分が友達と思ったら友達ということですよね。
- ○土生総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画官 そのような線がどこの世代で切れるのかなということが分からないので、ここでは一つ、「互いに面識のある者」を友人・知人としますと。それ以外の知り合い、そのような客観的な概念を記入要領の中で取り入れていこうと。先生のおっしゃるような世代による違いなど、そのようなものは年齢での集計の中で捉えられるのではないかと考えています。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。難しいなと思って。面識があるということは一つのハードルかなと思いますが、200人も300人も面識があるわけないのに、みんな友達というのも悩みどころです。

では、水野谷専門委員よろしいでしょうか。

- ○水野谷専門委員 はい。ありがとうございます。
- ○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

あと少し追加の資料を出していただくということで、それを待って了解ということで進めさせていただきたいと思います。確認に近いと思いますが、よろしくお願いいたします。

では、少しページが戻りまして、審査メモの13ページ「ケ 介護支援の利用の状況」及び14ページ「コ 在学・在園の状況」について、谷輪統計審査官から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 後先になりまして恐縮ですが、 13ページと14ページについて説明させていただきます。

「ケ 介護支援の利用の状況」です。

介護支援の利用頻度の区分について以下のとおり変更を行います。

- ①「月に1日以内」と「月に2~3日」を「月に3日以内」に統合いたします。
- ②「週に2~3日」を「週に2日」と「週に3日」に分割いたします。
- ③「週に4日以上」を「週に4~5日」と「週に6日以上」に分割いたします。

「審査結果」ですが、これまでの調査結果における「介護支援を利用している」者の利用類度に係る各区分の出現状況に鑑みまして、区分の統合や分割を行うものです。下の方に分布状況が出ているのですが、詳細の説明は省略いたしますが、数が少ないところは統

合して、数が多いところは分割するという内容です。

続きまして、14ページの「コ 在学・在園の状況」です。

これまで、保育所・保育園に在園している場合は延長保育の利用の有無を、また、幼稚園に在園している場合は預かり保育の利用の有無を把握しておりましたが、保育園・保育所や幼稚園の別にかかわらず、また、認定こども園という制度もありますので、認定こども園に在園している場合も含めて、「ふだんの在園時間」という形で4区分で把握するよう変更するものです。

「審査結果」ですが、少し繰り返しですが、従来、延長保育、預かり保育の利用の有無のみを把握していましたが、世帯により保育時間数や延長保育及び預かり保育の利用時間数が異なるため、子供の在園時間の実態をより的確に把握することができるように、また、平成27年4月からは新たな幼保連携型認定こども園が創設されたことに伴いまして、これに在園している場合も含めて、ふだんの在園時間を把握するように変更するものです。

論点を3点挙げております。

1点目として、「ふだんの在園時間」の区分が4区分になっておりますが、この設定の 根拠は何か。把握目的から見て、このような設定で問題はないのか。

2点目ですが、在園先別(保育所(園)、幼稚園、認定こども園)の延長保育又は預かり保育の利用の有無が把握されなくなるわけですが、調査結果の利活用の面から支障はないのか。

3点目ですが、上記1及び2とも関連いたしますが、変更後の調査結果は、具体的には どのような分析を行い、当該データについてどのような利活用方策が想定されるのか。そ のため、どのようなクロス集計等を考えているのか等について御確認いただけたらと思い ます。

私からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたしま す。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3-2の8ページになります。

「コ 在学・在園の状況」ですが、論点1の「ふだんの在園時間」の区分につきましては、子ども・子育て支援新制度における通常の保育時間が8~11時間、幼稚園教育要領における標準教育時間が4時間であることを考慮して設定いたしました。

次に、論点2と3につきましては、合わせて回答させていただきますが、子ども・子育て支援の新制度におきましては、通常の保育時間が11時間の「保育標準時間」と通常の保育時間が8時間の「保育短時間」が設定されました。前回調査までは、在園先別の延長保育などの利用の有無を把握しておりましたが、例えば、在園時間が11時間の場合は保育時間が11時間の「保育標準時間」では延長保育なしになります。また、保育時間が8時間の

「保育短時間」では延長保育ありという形になりますので、従来の施設ごとの延長保育等の利用の有無では、在園時間を的確に把握できなくなったということで、今回在園時間別の把握に変更したものです。

なお、具体的な集計事項つきましては、17ページに抜粋を載せてあります。御覧いただきますように「世帯の家族類型」、「共働きか否か」、「6歳未満の子供の有無・人数・在園状況」、「育児支援の利用の状況」、「行動の種類」別に平均時間や行動者率などを集計することにしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明を踏まえまして、「ケ 介護支援の利用の状況」及び「コ 在学・在園の状況」について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

永瀬委員、お願いします。

○永瀬委員 この調査の目的の一つに、ワーク・ライフ・バランスの推進における利用、 男女共同参画推進における利用などであるということを考えますと、子供が生まれたとき の保育や幼稚園のサポート及び夫と妻の家事・育児時間や労働時間は非常に大きな調査の テーマなのかなと思います。私は保育園、幼稚園というものはかなり質的に異なり、また 通う家庭の特性も分布が違うと思うので、それがなくなることは残念には思っています。 それもありますが、同時にこの表章が分かりやすく有益に使われるということもとても大 事だと思うのです。

そこで1つ質問なのですが、「共働きか否か」ということは、どのように集計されるのですか。共働きか否かという集計の中には、就業している、していないということもあれば、夫も妻も正規雇用である、夫が正規雇用で妻がパート雇用である、あるいは夫が正規雇用で妻が無業であるなど、前回のものを見ましても、共働きの定義には様々な定義がありますので、ただ就業しているかしていないかで捉えられるものと、例えば正規雇用の夫婦である、片方がそうでないなど、そういったところで捉えられるものとはかなり違ってくると思うのですが、それらについてはどのように集計されるのか教えていただけますでしょうか。

- ○白波瀬部会長 いかがでしょうか。
- ○大澤総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 共働きか否かの分類事項につきましては、詳細はこれから検討するのですが、今のところは前回と同様に、今おっしゃられたように夫と妻も有業といういわゆる共働き、夫が有業で妻が無業又はその反対で夫が無業で妻が有業、あとは夫も妻も無業という、大きく分けてこの4種類がありますので、それとのクロス集計になるかと思います。
- ○永瀬委員 それは、できれば、正社員夫婦なのか、正社員とパートなのか、あるいは正 社員と無業なのかという形で集計していただいた方が、よりこの統計の価値が高まるよう に思います。それから、幼稚園と保育園の利用状況は地方によって、県によってかなり違

いまして、例えば首都圏では幼稚園が預かり保育という形で、保育園が足りないものですから保育園の機能を一部満たしているような部分もありますし、そのような中で今、保育をどのようにして充実していくのかということが大きな政策課題になっていますが、地域別集計についても、そういった細かい集計をしていただけると有り難いなと。

それから、男性の家事・育児参加ということも大変大きな課題になっていると思うので すが、その点も含めて検討いただけると有り難いと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ、1点目は、集計のやり方ということで、別途事務局に永瀬委員からどのようなクロス集計がよろしいという提案を頂けると、検討させていただくということになるのではないかと思います。

ただ、余り細かいところのクロス集計は、この時点ではもしかすると全て採用ということは難しいかもしれないのですが、共働きと一言で言っても、フルタイムか、そうでなくてパートとフルタイムという組合せもあり、時間の使い方という点では非常に影響が出てきますので、基本的なクロス集計の中に入れていただければ良いかなということはあるかもしれませんので、多分、永瀬委員から具体的に御提案していただいた方が良いかもしれないですね。意見を集約するという形で、集計表の改善というところで、それは一点お願いいたします。

今のお答えは、基本的に共働きということはカテゴリーとしては踏襲するということを お考えですが、改善ももちろん行っていただけるということだったと思うのですが。

2点目については、ここが難しいところなのですが、保育所、幼稚園、認定こども園などにということで、かなり受け手側の制度も多岐にわたってきましたので、それを個別に、預け先がどこかということを特定化するのがなかなか難しくて、結局これに落ち着いたのではないかという感想を持っているのですが、この辺りはいかがでしょうか。何かありますか。今、永瀬委員から御意見があったのですが。

- ○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐 部会長もおっしゃったように、施設もかなり多岐にわたっているのと、調査票上のスペースの制約もあり、余り区分数を増やすというのも現実的には困難であると考えておりますが、ふだんの在園時間を把握することで、従来に比べて改善されたと考えております。
- ○白波瀬部会長 在園時間が今までは延長かどうかというカテゴリーしかなかったので、 具体的に時間が分かるということは、特に12時間以上など、これはとても大きな進歩だと 思うのですが、永瀬委員、この辺りはいかがですか。やはり保育所、幼稚園など、受け手 についてのカテゴリーの話は、もちろんそれも重要なのですが、どうでしょう。
- ○永瀬委員 そうですね。幼稚園の預かり保育と保育園の保育とは、かなり質的な差もあります。また、制度が平成27年度から変わったとはいっても、まだそれほどに変わっていないところもあるかとは思います。しかしスペースがないのであれば、仕方がないのかなとも思いまして、集計において、もう少し非常に大きな政策課題であるところの子育て期

の保育あるいは幼稚園の供給と、それから生活時間との関わりを、特に女性の就業がどのような就業かで非常に違いますので、そこにもう少し視点を当てた集計をしていただければなと思っているところです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これは一つなのですが、例えば質問文のところにふだんの在園時間みたいなものも入れ 込んでしまって、カテゴリーが若干多様になってしまうのですが、例えば今、永瀬委員が おっしゃったように、まだそれほど認定保育園など、現状がかなりどこかからどこかにと いう状況ではないので、例えば保育所、幼稚園、認定こども園等と3つぐらいにして、下 がるというか、カテゴリーを特定化することは少し難しいかもしれませんね。

- ○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それと時間を両方把握することは、この調査票上の紙面では難しいと思います。
- ○白波瀬部会長 難しいですか。少し煩雑になってしまいますが、難しいところですね。 よろしいですか。

ありがとうございます。

では、保育時間が分かるようになったというところで、改善ということで了承させていただきたいと思います。ただ、今、永瀬委員からもありましたように、これを追加というか後押しする形で、集計のところでもう少し詳しい共働き内の多様なパターンを考慮した集計を掲載していただきたいという御意見がありますので、その点よろしくお願いいたします。

あと、いかがでしょうか。

水野谷専門委員、よろしいですか。ありますか。

- ○水野谷専門委員 ありません。
- ○白波瀬部会長 永瀬委員、良いですか。
- ○永瀬委員 はい。
- ○白波瀬部会長 では、これらの件については、意見はありましたが、了承いただいたということで、よろしくお願いいたします。

予定した時間となりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

本日の審議の中で、幾つか再検討をお願いしたい点、あるいは追加の資料をお願いしたい点ということがありましたので、これらにつきましては総務省統計局から次回部会において回答をお願いいたします。

はい、どうぞ。

- ○永瀬委員 先ほどの保育のところですが、あのような時間の分け方にした場合に、大体 全国的にどの程度の人数を想定しているのかという数字を次回教えていただければ大変幸 いです。
- ○白波瀬部会長 変更案のこの時間配分でということですね。ほかのデータに当たっていただかなければいけないかもしれませんが、現在で大体どのようなことかという。

○永瀬委員 果たして最初の区分が4時間までで通常保育の幼稚園の大方が入るのかどうか、現在の保育時間区分は実態に合った区分なのか、どのように分布しているとの推察を元にこの区分を作られたのか資料をよろしくお願いします。

○白波瀬部会長 では、バックアップデータになりますが、よろしくお願いいたします。 幾つか追加データがありますので、大変かと思いますが、対応をよろしくお願いたします。

次回の部会では、前回答申の「今後の課題」における指摘事項への対応状況などについて、審議を行うこととします。

それでは、次の部会について、事務局から連絡をお願いします。

〇小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会は、11月16日月曜日の13時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

次回は、今回何点か検討いただくという形になっております部分や、前回答申の「今後の課題」における指摘事項への対応状況などついて、御審議いただきたいと思っています。

本日の冒頭でもお願いいたしましたが、先ほどの永瀬委員の御指摘のあったような話を含めて、集計事項の案について御意見・御質問、その他、次回の部会において審議に必要な資料等がありましたら、準備の都合がありますので、11月9日月曜日までに、メール等で統計審査官室まで御連絡いただきたいと思っております。

それから、本日お配りしております資料ですが、委員・専門委員の皆様におかれましては、必要なもののみお持ち帰りいただき、その他はそのまま席上に残しておいていただければと思います。私どもで保管いたしまして、次回部会で席上に御用意させていただきます。

また、お持ち帰りいただいた資料につきましては、忘れず次回の部会にお持ちいただき たいと思います

なお、委員の皆様におかれましては、本日の審議案件とは別になりますが、国民生活基礎調査の変更についての次回の部会審議を今週の金曜日、11月6日金曜日、16時から本日と同じこの会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございました。

本日の部会の議事概要については、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、 御確認をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。 ありがとうございました。